

京 都 大 学 創 立 百 二 十 五 周 年 記 念 事 業 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長 (2) 理事（非常勤の理事を除く。） (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。） (5) 研究科長 (6) 附属研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、<u>総合研究推進本部長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、<u>成長戦略本部長</u>、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長 (10) 高等研究院長 (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長 (中 略) 第8 委員会に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略)	第2 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (同 左) (9) <u>総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長及び成長戦略本部長</u> (10) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長 (11) 高等研究院長 (12) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (13) 総長が指名する事務本部の部長 第8 委員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。